

# 一般社団法人萩青年会議所会員資格規定

## 第1章 総 則

第1条 この規定は、萩青年会議所定款の第2章の定めるところに基づき、会員の資格義務等に関して細目を定めたものである。

## 第2章 新会員の加入審議

第1条 正会員として入会を希望する者は、有資格者2名の推薦により所定の入会申込書に、推薦者を經由して、専務理事に提出する。

第2条 前条にいう有資格会員は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 本会の正会員であること
- (2) 推薦者が正会員としての義務を履行するために、責任を持って指導する事ができること

第3条 前条の会員が新会員を推薦する場合は、毎年度3名以内とする。

第4条 理事会において承認を得たときは、仮入会を認め、理事長より推薦会員を通じ入会希望者に通知する。

第5条 仮入会を認められた入会希望者は、研修会員として3ヶ月間の研修期間が与えられ、青年会議所に関する諸般の教育を受け、かつ出席義務を履行するものとする。

第6条 入会承認の通知を受けた入会予定者は、所定の入会金及び会費を納入した日から正会員の資格を有する。

## 第3章 会費の納入

第9条 定款第9条による会員の会費は次の通りとする。

会 費 正会員 年額 102,000円

会費は毎月例会日にそれぞれ分割して納入することができる。但し、10月までに完納すること。

第10条 特別会費は、特に必要を生じた場合は、理事会の議を経てその都度徴収することができる。

## 第4章 会員の失格

第11条 定款第10条、第11条に定めるほか、次の各号に該当するときは、総会の議を経て、退会及び除名することができる。

- (1) 会費納入規定に反して指定納期後3ヶ月以上の滞納があった場合

(2) 正会員にして正当な理由なく負担金を所定の納期に納入しない場合

## 第5章 特別会員

第12条 特別会員は、本会議所が企画したすべての行事に参加出席することができる。

第13条 例会会費等特に必要を生じた場合はその都度実費を徴収する。

第14条 特別会員は、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しないが、理事会の諮問ある場合は理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第6章 休 会

第15条 正会員が正当な理由により長期欠席するときは、休会届を提出し理事会の承認を受けるものとする。

第16条 休会中の会費は、規定通りとする。

〔附則〕

本会員資格規定は平成30年1月4日より実施する。